

平成21年6月4日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネバア株式会社
代表取締役 貝 沼 由 久

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢
軽井沢プリンスホテル ウェスト 国際会議場「浅間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第63期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までにご行使下さい。

以 上

~~~~~  
◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.minebea.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録下さい。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使下さいますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer 5.5 SP2以上、またはNetscape 6.2以上を使用できること。  
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。)  
(Microsoftは、米国Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国の Netscape Communications Corporation の登録商標です。)

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、下記にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

|          |   |                                                                                                  |          |
|----------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 株主名簿管理人  | ： | 住友信託銀行株式会社                                                                                       | 証券代行部    |
| 【専用ダイヤル】 |   |  0120-186-417 | (24時間受付) |

## 【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、期の前半での原油高や原材料の高騰に加え、期の後半には米国に端を発した金融危機の世界的な広がりから、世界景気の急激な悪化と円高の進展により輸出は大きく減少に転じ、設備投資や個人消費も大きく減少する等、景気は急速に悪化し、過去例を見ない深刻な景気後退状況となりました。一方、米国経済は期の後半に入り金融危機の拡大と住宅市場の調整が深刻化するなか、自動車産業をはじめ企業業績も大きく悪化し、雇用や個人消費の悪化等、大きく落ち込み、深刻な状況となりました。欧州経済も急速に景気後退が進みました。中国経済は、これまでの高い経済成長に陰りが見られるようになり、その他のアジア諸国の経済も米国経済の悪化に伴い輸出の減少や金融環境の悪化により、総じて減速感が鮮明となりました。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力のさらなる向上を実現するために、徹底したコスト削減、高付加価値製品と新技術の開発、拡販活動及び事業拡大を目的としたM&A（事業買収）を積極的に行ってまいりましたが、期の後半における急激な市場環境の悪化に加え、顧客の在庫調整の影響や、為替変動（円高）等により売上が減少しました。収益的には、期の前半のアジア通貨の変動の影響、原材料価格の高騰や、期の後半の売上減少に対応するために実施した大幅な減産等により厳しい状況が続きました。

この結果、売上高は256,163百万円と前連結会計年度に比べ78,267百万円(△23.4%)の減収となり、営業利益も13,406百万円と17,356百万円(△56.4%)の減益となりました。経常利益は11,555百万円と前連結会計年度に比べ16,136百万円(△58.3%)の減益となり、当連結会計年度当期純利益も2,441百万円と13,861百万円(△85.0%)の減益となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示しますと、次のとおりであります。

#### 機械加工品事業

機械加工品事業は、当社の主力製品であるボールベアリングのほかに、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置（HDD）用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ、自動車及び航空機用のねじ並びに防衛関連製品であります。前連結会計年度に比べ、主力製品であるボールベアリング及びロッドエンドベアリングの売上

は、期の前半は比較的堅調に推移しましたが、期の後半には、月を追う毎に景気後退に伴う市場環境の悪化が進みました。また、円高の影響もあり売上が減少しました。ピボットアッセンブリーは、主要な販売先であるHDD業界において期の後半に在庫調整が急速に進んだこと及び円高の影響で売上が減少しました。これらの結果、売上高は115,871百万円と前連結会計年度に比べ28,163百万円(△19.6%)の減収となりました。営業利益は、基礎技術・製品技術・製造技術の追求に努め、継続的な原価低減を実施しましたが、市場環境の悪化に伴う売上の減少による減益分を補うことができなかったことから、17,468百万円と前連結会計年度に比べ10,282百万円(△37.1%)の減益となりました。

### 電子機器事業

電子機器事業は、情報モーター（ファンモーター、ステッピングモーター、振動モーター及びブラシ付DCモーター）、HDD用スピンドルモーター、PC用キーボード、スピーカー、液晶用バックライト、インバーター並びに計測機器が主な製品であります。前連結会計年度に比べ、計測機器は新市場の開拓等により売上が増加しました。一方、情報モーターやHDD用スピンドルモーター及びキーボードは、期の後半での市場環境の急激な悪化や、顧客の急速な在庫調整及び円高の影響により売上が減少しました。また、FDDヘッド及びMODも事業終息により売上が無くなりました。この結果、売上高は140,291百万円と前連結会計年度に比べ50,105百万円(△26.3%)の減収となりました。営業利益は、売上の減少により4,062百万円の損失と前連結会計年度に比べ7,074百万円の悪化となりました。

### ② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業10,318百万円、電子機器事業9,863百万円で、総額20,182百万円であります。

機械加工品事業の主なものは、タイ、中国、シンガポール、及び米国におけるベアリング等の合理化対応設備、及び航空機用ファスナーの増産対応設備等であります。電子機器事業の主なものは、タイにおけるスピンドルモーター関連設備、タイにおける電子デバイス関連設備、及びタイ、中国等における情報モーター関連設備等であります。

なお、設備投資には、無形固定資産598百万円、及び新規ファイナンス・リース契約による資産増加分1,154百万円を含んでおります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は自己資金並びに借入金により調達いたしました。なお、当連結会計年度において普通社債15,000百万円の償還を行っております。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成21年1月7日に、FDK(株)より、ステッピングモーター事業の譲渡を受けました。これによりFDKグループのステッピングモーター事業を行っている(株)FDKメカトロニクス（静岡県）、FDK (THAILAND) CO., LTD. (タイ)等のステッピングモーター事業とともに、FDKグループでステッピングモーター事業に携わる従業員及び関連する知的財産権等を譲り受けました。

なお、平成21年1月7日付で、(株)FDKメカトロニクスは、NMBメカトロニクス(株)へ、平成21年2月1日付で、FDK (THAILAND) CO., LTD. は、NMB Mechatronics (Thailand) Co., Ltd. へ、それぞれ譲渡対象である会社の商号を変更しております。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成20年4月1日付で、タイに所在する連結子会社7社（NMB THAI LIMITED、PELMEC THAI LIMITED、MINEBEA THAI LIMITED、NMB HI-TECH BEARINGS LIMITED、NMB PRECISION BALLS LIMITED、MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED、POWER ELECTRONICS OF MINEBEA COMPANY LIMITED）を合併し、新設会社NMB-Minebea Thai Ltd.に全資産、全負債の承継を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成21年3月5日に、歯科、医療機器及び航空宇宙産業向け特殊ベアリングの製造販売会社であるmyonic Holding GmbHの全持分を取得し、完全子会社といたしました。これにより、myonic Holding GmbH（ドイツ）、myonic GmbH（ドイツ）、myonic s. r. o.（チェコ）、及びmyonic Limited（英国）の4社が新たに連結子会社として加わりました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 60 期<br>(平成17.4～<br>平成18.3) | 第 61 期<br>(平成18.4～<br>平成19.3) | 第 62 期<br>(平成19.4～<br>平成20.3) | 第 63 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成20.4～<br>平成21.3) |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)             | 318,446                       | 331,022                       | 334,431                       | 256,163                                    |
| 経 常 利 益 (百万円)           | 14,595                        | 21,843                        | 27,691                        | 11,555                                     |
| 当 期 純 利 益 (百万円)         | 4,257                         | 12,862                        | 16,303                        | 2,441                                      |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 10.67                         | 32.23                         | 40.86                         | 6.18                                       |
| 総 資 産 (百万円)             | 349,862                       | 354,784                       | 320,544                       | 285,396                                    |
| 純 資 産 (百万円)             | 117,577                       | 142,558                       | 131,730                       | 106,762                                    |

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第61期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                          | 第 60 期<br>(平成17.4～<br>平成18.3) | 第 61 期<br>(平成18.4～<br>平成19.3) | 第 62 期<br>(平成19.4～<br>平成20.3) | 第 63 期<br>(当事業年度)<br>(平成20.4～<br>平成21.3) |
|----------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                  | 206,831                       | 228,406                       | 225,071                       | 175,066                                  |
| 経 常 利 益 (百万円)                                | 10,236                        | 12,396                        | 12,265                        | 8,627                                    |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (百万円)         | △3,378                        | 5,618                         | 4,304                         | 3,770                                    |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>又 は 当 期 純 損 失 (△) (円) | △8.47                         | 14.08                         | 10.79                         | 9.55                                     |
| 総 資 産 (百万円)                                  | 357,560                       | 357,104                       | 336,870                       | 316,688                                  |
| 純 資 産 (百万円)                                  | 179,669                       | 181,346                       | 180,058                       | 172,754                                  |

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第61期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                                      | 所在地    | 資本金               | 議決権比率(%)         | 主要な事業内容              |
|----------------------------------------------------------|--------|-------------------|------------------|----------------------|
| ミネベアモータ(株)                                               | 東京都目黒区 | 10,000<br>百万円     | 60.0             | モーター及び部品の製造販売        |
| NMB-Minebea Thai Ltd.                                    | タイ     | 15,305,363<br>千BT | 100.0            | ベアリング、電子機器及び部品等の製造販売 |
| NMB (USA) Inc.                                           | 米国     | 311,093<br>千US\$  | 100.0            | 持株会社                 |
| NMB Technologies Corporation                             | 米国     | 6,800<br>千US\$    | 100.0<br>(100.0) | ベアリング及び電子機器等の販売      |
| New Hampshire Ball Bearings, Inc.                        | 米国     | 94,000<br>千US\$   | 100.0<br>(100.0) | ベアリングの製造販売           |
| MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD. | 中国     | 239,060<br>千US\$  | 100.0            | ベアリング及び電子機器の製造販売     |
| MINEBEA (HONG KONG) LIMITED                              | 中国     | 100,000<br>千HK\$  | 100.0            | ベアリング及び電子機器等の販売      |

(注) 1. 議決権比率欄の( )内は、間接所有割合を内数で示しております。

2. 当連結会計年度において、タイに所在する連結子会社7社(NMB THAI LIMITED、PELMEC THAI LIMITED、MINEBEA THAI LIMITED、NMB HI-TECH BEARINGS LIMITED、NMB PRECISION BALLS LIMITED、MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED、POWER ELECTRONICS OF MINEBEA COMPANY LIMITED)は平成20年4月1日付で合併し、新設会社NMB-Minebea Thai Ltd.に全資産、全負債の承継を行いました。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を経営の基本方針としております。

- (一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
- (二) お客様の信頼を得なければならない
- (三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
- (四) 地域社会に歓迎されなければならない
- (五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」「当社の総合力を発揮した製品開発」に積極的に取り組み、当社グループの実力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」を中心とした企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、「環境保全活動」については、当社グループが世界各地で事業を展開する上で最重要テーマの一つとして従来から徹底した取組みを続けております。

当社グループは上記会社経営の基本方針に基づき「垂直統合生産システム」「大規模な量産工場」「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指して収益性を高め、企業価値を引き上げることを目標としております。

これらを実現し持続的成長を果たすための当社グループのイノベーションは、「新製品の開発」「新市場の開拓」「生産技術の革新」にあります。

- ① ボールベアリングでは、成長力の高いミニチュア・ボールベアリングの生産能力強化と新製品（極小ミニチュア・ボールベアリング等）の開発による新たな需要の創出と拡大をはかってまいります。
- ② 需要拡大が見込める航空機用部品の一層の拡充をはかるために、既存のロッドエンドベアリングに加え、高度な加工技術を駆使した航空機向けメカパーツ分野への展開を進めてまいります。
- ③ ファンモーターをはじめとした精密小型モーター事業をさらに拡充し、ベアリング関連製品と並ぶ柱に育ててまいります。
- ④ 全ての製品について、高付加価値製品の比率を引き上げると同時に、製品の幅を広げ、より広範囲な市場に対応できるようにしてまいります。
- ⑤ 事業ポートフォリオの再編を行い、製造、営業、技術、開発の垣根を越えた総合力の発揮により、「価格対応力」と「顧客要求対応力」の強化に努めます。
- ⑥ 聖域無き経費削減に積極的に取り組み、短期的には現状の不況を克服し、将来の飛躍に対応するべく準備を進めます。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

① 機械加工品事業

| 部 門       | 主 要 製 品                               |
|-----------|---------------------------------------|
| ベ ア リ ン グ | ミニチュアベアリング、小径ベアリング、ロッドエンドベアリング等       |
| 機 械 部 品   | 民需用ねじ、航空機関連ねじ、テープガイド、ピボットアッセンブリー、ギア一等 |
| 特 殊 機 器   | 航空機搭載用装置及び防衛関連機器等                     |

② 電子機器事業

| 部 門     | 主 要 製 品                                            |
|---------|----------------------------------------------------|
| 電 子 機 器 | 各種精密小型モーター、キーボード、スピーカー、バックライト、インバーター、ひずみゲージ、ロードセル等 |

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

|         |                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 本 社     | 長野県北佐久郡御代田町                                                         |
| 東 京 本 部 | 東京都目黒区                                                              |
| 工 場     | 軽井沢工場（長野県北佐久郡御代田町）<br>浜松工場（静岡県袋井市）<br>藤沢工場（神奈川県藤沢市）<br>大森工場（東京都大田区） |
| 営 業 拠 点 | 東京支店（東京都目黒区）<br>西関東支店（東京都八王子市）<br>名古屋支店（愛知県名古屋市）<br>大阪支店（大阪府大阪市）    |

② 主要な子会社の事業所

前記の「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区 分           | 使 用 人 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|----------|-------------|
| 機 械 加 工 品 事 業 | 20,290 名 | 352 名増      |
| 電 子 機 器 事 業   | 27,965 名 | 2,430 名減    |
| 全 社（共通）       | 188 名    | 28 名減       |
| 合 計           | 48,443 名 | 2,106 名減    |

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 2,721 名 | 116 名増    | 40.6 歳  | 16.6 年      |

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

| 借 入 先                         | 借 入 額      |
|-------------------------------|------------|
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン             | 32,000 百万円 |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社           | 28,113 百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行     | 21,302 百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行           | 19,634 百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行 | 5,235 百万円  |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行             | 3,700 百万円  |

(注) 1. 当連結会計年度より本表は企業集団における金額を表示しております。

2. シンジケートローンは、住友信託銀行株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行をそれぞれ幹事として組成された3件の合計額を表示しております。

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額10,000百万円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末においてこの契約に基づく借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

## 2. 会社の株式等に関する事項

### (1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 399,167,695株
- ③ 株主数 22,078名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|-----------------------------|-----------------|---------|
|                             | 持株数(千株)         | 出資比率(%) |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)   | 37,645          | 9.68    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) | 25,971          | 6.68    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)     | 25,636          | 6.59    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)  | 20,010          | 5.14    |
| 住友信託銀行株式会社                  | 15,349          | 3.95    |
| 株式会社 啓愛社                    | 15,000          | 3.86    |
| 財団法人高橋産業経済研究財団              | 12,347          | 3.17    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行               | 10,057          | 2.59    |
| 株式会社三井住友銀行                  | 10,000          | 2.57    |
| 日興シティ信託銀行株式会社(投信口)          | 5,501           | 1.41    |

- (注) 1. 当社は、自己株式10,182,931株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名     | 担当及び他の法人等の代表状況等                                                        |
|-----------------|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長執行役員 | 山 岸 孝 行 | 内部監査統括本部長                                                              |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 貝 沼 由 久 | 情報モーター事業部長<br>ミネベアモータ(株)代表取締役社長<br>エヌ・エム・ビー電子精工(株)代表取締役社長<br>(株)啓愛社取締役 |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 道 正 光 一 | 営業本部長                                                                  |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 加藤木 洋 治 | 管理本部長兼管理部門長兼情報システム部門長                                                  |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 平 尾 明 洋 | 技術本部長兼統括技術部門長兼環境管理担当                                                   |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 小 林 英 一 | 製造本部長                                                                  |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 山 中 雅 義 | 業務本部長兼資材部門長兼法務部門長                                                      |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 藤 田 博 孝 | 製造本部副本部長兼電子デバイス事業部長                                                    |
| 取 締 役           | 村 上 光 瑠 | 弁護士<br>(株)サンエー・インターナショナル社外監査役                                          |
| 取 締 役           | 松 岡 卓   | (株)啓愛社専務取締役                                                            |
| 常 勤 監 査 役       | 竹 中 東 聖 |                                                                        |
| 常 勤 監 査 役       | 鴨 井 昭 文 |                                                                        |
| 常 勤 監 査 役       | 棚 橋 和 明 |                                                                        |
| 監 査 役           | 平 出 功   | 税理士                                                                    |
| 監 査 役           | 藤 原 宏 高 | 弁護士                                                                    |

- (注) 1. 取締役村上光瑠及び松岡 卓の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役棚橋和明、平出 功及び藤原宏高の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役棚橋和明氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役平出 功氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役藤原宏高氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、取締役チャンチャイ・リータヴオン氏は辞任により退任いたしました。

- 7.平成21年3月31日をもちまして、取締役員沼由久氏は、(株)啓愛社の取締役を辞任いたしました。また、平成21年4月1日付で、取締役の「地位」及び「担当及び他の法人等の代表状況等」を次のとおり変更しております。

| 氏名   | 地位              | 担当及び他の法人等の代表状況等                                           |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| 山岸孝行 | 取締役相談役          |                                                           |
| 貝沼由久 | 代表取締役<br>社長執行役員 | 情報モーター事業部長<br>ミネベアモータ(株)代表取締役社長<br>エヌ・エム・ビー電子精工(株)代表取締役社長 |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給人員       | 報酬等の額                 |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(3) | 281,036千円<br>(10,968) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(3)  | 69,741千円<br>(30,693)  |
| 合計               | 16名        | 350,777千円             |

- (注) 1. 上記には、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役チャンチャイ・リータヴォン氏が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額5億円以内(うち社外取締役分は年額2,000万円以内)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況等(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係
- 取締役松岡 卓氏は、(株)啓愛社の専務取締役を兼務しております。なお、当社は(株)啓愛社から鋼材等の購入を行っております。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
- 取締役村上光瑠氏は、(株)サンエー・インターナショナルの社外監査役であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名         | 出 席 及 び 発 言 の 状 況                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 村 上 光 鷗 | 平成20年6月27日の取締役就任以降に開催した9回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                 |
| 取締役 松 岡 卓   | 当事業年度に開催した11回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                             |
| 監査役 棚 橋 和 明 | 当事業年度に開催した11回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 平 出 功   | 当事業年度に開催した11回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 藤 原 宏 高 | 当事業年度に開催した11回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 あずさ監査法人  
新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました新日本有限責任監査法人（監査法人の種類の変更により平成20年7月1日をもって新日本監査法人より移行）は、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。また、同株主総会で新たにあずさ監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

#### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額   |
|-------------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 105 百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 128 百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当事業年度において、新日本有限責任監査法人に支払われた報酬等はありません。

#### (3) 非監査業務の内容

当社及び子会社は、あずさ監査法人に対して、財務調査業務、内部統制報告制度に関する研修業務、IFRS（国際財務報告基準）に関する研修業務、連結財務諸表にかかる調査業務についての対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは、NMB-Minebea Thai Ltd.、NMB (USA) Inc.、NMB Technologies Corporation、New Hampshire Ball Bearings, Inc.、MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.、MINEBEA (HONG KONG) LIMITEDであります。



## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスに係る管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』を定めます。
- ② 同行動規範においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスの取組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。
- ③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。
- ④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、または臨機に応じ取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

### (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会は、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。
- ② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に当社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。
- ② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。

- ③ 危機管理委員会は、定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、または臨機に応じ取締役会に報告いたします。

#### (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役を10名体制にすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。
- ② 取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各本部及び事業部が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各本部長及び事業部長が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各本部及び事業部と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

#### (5) 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の本部組織・事業部組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。
- ② 当社グループに共通の行動規範を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。
- ③ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。
- ④ グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
- ⑤ 内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。

#### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令にて行われます。
- ② 補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

**(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。
  - (a) 上席執行役員会議で協議された事項
  - (b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
  - (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - (e) 重大な法令・定款違反
  - (f) コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
  - (g) その他コンプライアンス上重要な事項
  - (h) 取締役または執行役員が決裁した稟議事項
  - (i) 取締役または執行役員が決裁した契約事項
  - (j) 訴訟に関する事項
- ② 執行役員は前①(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前①(b)及び(e)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。

**(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。
- ② 内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループ独自の「垂直統合生産システム」のもと、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」とメカトロニクス製品の「量産技術」に基づいた「ものづくりで勝てる会社」「技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらの中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としております。

当社グループは平成22年3月期までを計画期間とする中期事業計画の方向性とビジョンの実現、年度事業計画の達成に全力で取り組んでまいるとともに、会社経営に関する意思決定・業務執行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成20年6月27日開催の当社第62回定時株主総会に議案を上程し、承認をいただいております。本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は、次のとおりです。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（[http://www.minebea.co.jp/ICSFiles/afieldfile/2008/05/08/1\\_2008\\_05\\_08\\_01\\_press\\_release.pdf](http://www.minebea.co.jp/ICSFiles/afieldfile/2008/05/08/1_2008_05_08_01_press_release.pdf)、[http://www.minebea.co.jp/press/2008/1183675\\_2955.html](http://www.minebea.co.jp/press/2008/1183675_2955.html)）をご参照下さい。

#### ① 本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な時間と情報を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

#### ② 対象となる買付等

本プランは、当社が発行者である株券等について、a)保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、b)公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

#### ③ 買付者等に対する情報提供の要求、独立委員会の検討・勧告、取締役会の決議等

当社の株券等について買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、買付等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等が、独立社外者（現時点においては当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外の有識者各1名の計3名）から構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・

アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとし、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付である場合または買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす等本プランに定める新株予約権無償割当ての要件に該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ④ 新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う予定の新株予約権は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で割り当てられます。新株予約権1個の目的である当社株式の数は、原則として1株とします。この新株予約権は、1ヶ月から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める行使期間内に1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額の金銭を払い込むことにより、当社株式1株を取得することができるものとされています。

なお、a)当社が発行者である株券等の保有者で当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、b)その共同保有者、c)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付等を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、d)その特別関係者、もしくはe)上記a)ないしd)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、またはf)上記a)ないしe)に該当する者の関連者(以下、a)ないしf)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として新株予約権を行使することができません。新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも新株予約権を無償取得することができるとともに、当社取締役会の別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

#### ⑤ 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされており、ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する

旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

#### ⑥ 株主の皆様に対する影響

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使に係る手続を経なければその保有する当社株式が希釈化される場合があります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化及び株主に対する安定的な利益還元等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、第62回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ており、有効期間が約3年と定められていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性の高い社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>121,699</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>112,311</b> |
| 現金及び預金                 | 27,895         | 支払手形及び買掛金            | 9,663          |
| 受取手形及び売掛金              | 43,355         | 短期借入金                | 58,890         |
| 有価証券                   | 780            | 1年内返済予定の長期借入金        | 22,100         |
| 製品                     | 14,298         | リース債務                | 857            |
| 仕掛品                    | 11,506         | 未払法人税等               | 418            |
| 原材料                    | 7,245          | 賞与引当金                | 3,806          |
| 貯蔵品                    | 3,144          | 環境整備費引当金             | 267            |
| 未着品                    | 2,542          | 事業構造改革損失引当金          | 633            |
| 繰延税金資産                 | 3,143          | その他                  | 15,673         |
| その他                    | 7,939          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>66,322</b>  |
| 貸倒引当金                  | △151           | 社債                   | 21,500         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>163,697</b> | 長期借入金                | 35,400         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>135,406</b> | リース債務                | 1,130          |
| 建物及び構築物                | 97,553         | 退職給付引当金              | 5,121          |
| 機械装置及び運搬具              | 226,584        | 執行役員退職給与引当金          | 136            |
| 工具器具及び備品               | 43,821         | 環境整備費引当金             | 939            |
| 土地                     | 13,978         | 事業構造改革損失引当金          | 299            |
| リース資産                  | 2,784          | その他                  | 1,794          |
| 建設仮勘定                  | 1,740          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>178,633</b> |
| 減価償却累計額                | △251,055       | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>11,881</b>  | <b>株 主 資 本</b>       | <b>180,579</b> |
| のれん                    | 8,584          | 資本金                  | 68,258         |
| その他                    | 3,297          | 資本剰余金                | 94,756         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>16,408</b>  | 利益剰余金                | 20,819         |
| 投資有価証券                 | 6,337          | 自己株式                 | △3,255         |
| 長期貸付金                  | 15             | 評価・換算差額等             | △74,802        |
| 繰延税金資産                 | 7,979          | その他有価証券評価差額金         | △189           |
| その他                    | 2,081          | 繰延ヘッジ損益              | 2              |
| 貸倒引当金                  | △5             | 為替換算調整勘定             | △74,615        |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>0</b>       | 少数株主持分               | 986            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>285,396</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>106,762</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>285,396</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 256,163 |
| 売上原価         | 197,137 |
| 売上総利益        | 59,025  |
| 販売費及び一般管理費   | 45,619  |
| 営業利益         | 13,406  |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 418     |
| 受取配当金        | 113     |
| 受取売却収入       | 527     |
| その他          | 428     |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 2,645   |
| 為替差損         | 264     |
| 持分法による投資損失   | 2       |
| その他          | 426     |
| 経常利益         | 3,338   |
| 特別利益         | 11,555  |
| 固定資産売却益      | 37      |
| 関係会社事業整理益    | 310     |
| 事業構造改革引当金戻入額 | 48      |
| 特別損失         |         |
| たな卸資産廃棄損     | 590     |
| 固定資産売却損      | 29      |
| 固定資産除却損      | 432     |
| 減損           | 23      |
| 製品補償損失       | 146     |
| 環境整備費引当金繰入額  | 743     |
| 事業構造改革損失     | 1,792   |
| 退職給付制度移行損失   | 374     |
| 特別退職金        | 984     |
| 税金等調整前当期純利益  | 5,117   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,433   |
| 過年度法人税等戻入額   | △1,028  |
| 法人税等調整額      | 817     |
| 少数株主利益       | 4,223   |
| 当期純利益        | 169     |
|              | 2,441   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本   |        |        |        |         |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 平成20年3月31日 残高               | 68,258 | 94,756 | 28,169 | △97    | 191,087 |
| 連結会計年度中の変動額                 |        |        |        |        |         |
| 実務対応報告第18号に伴う利益剰余金の減少額(注)2  |        |        | △6,442 |        | △6,442  |
| 剰余金の配当                      |        |        | △1,994 |        | △1,994  |
| 当期純利益                       |        |        | 2,441  |        | 2,441   |
| 在外子会社の年金会計に係る未積立債務の増加による減少額 |        |        | △1,353 |        | △1,353  |
| 自己株式の取得                     |        |        |        | △3,161 | △3,161  |
| 自己株式の処分                     |        | △0     | △1     | 2      | 1       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)   |        |        |        |        |         |
| 連結会計年度中の変動額合計               | -      | △0     | △7,349 | △3,158 | △10,508 |
| 平成21年3月31日 残高               | 68,258 | 94,756 | 20,819 | △3,255 | 180,579 |

|                             | 評価・換算差額等             |             |                |                | 少数株主<br>持分 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|----------------------|-------------|----------------|----------------|------------|-----------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替<br>調整勘<br>定 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |           |
| 平成20年3月31日 残高               | 1,755                | △0          | △62,268        | △60,512        | 1,155      | 131,730   |
| 連結会計年度中の変動額                 |                      |             |                |                |            |           |
| 実務対応報告第18号に伴う利益剰余金の減少額(注)2  |                      |             |                |                |            | △6,442    |
| 剰余金の配当                      |                      |             |                |                |            | △1,994    |
| 当期純利益                       |                      |             |                |                |            | 2,441     |
| 在外子会社の年金会計に係る未積立債務の増加による減少額 |                      |             |                |                |            | △1,353    |
| 自己株式の取得                     |                      |             |                |                |            | △3,161    |
| 自己株式の処分                     |                      |             |                |                |            | 1         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)   | △1,945               | 2           | △12,347        | △14,289        | △169       | △14,459   |
| 連結会計年度中の変動額合計               | △1,945               | 2           | △12,347        | △14,289        | △169       | △24,967   |
| 平成21年3月31日 残高               | △189                 | 2           | △74,615        | △74,802        | 986        | 106,762   |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 実務対応報告第18号に伴う利益剰余金の減少額の内訳は次のとおりであります。

在外子会社の会計処理(のれん償却)による減少額 3,572百万円

在外子会社の年金会計に係る未積立債務の増加による減少額 2,869百万円

3. 剰余金の配当については、従来、繰上方式によっておりましたが、当連結会計年度より確定方式に変更しました。なお、前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書については、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会決議に基づく剰余金の配当3,990百万円を含めて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 39社
- ・主要な連結子会社の名称 NMB SINGAPORE LIMITED  
NMB (USA) Inc.  
NMB-Minebea Thai Ltd.  
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.  
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 (株)湘南精機

##### (2) 持分法の適用手続に関する特記事項

持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

##### (1) 会社合併による増加（1社）

NMB-Minebea Thai Ltd. タイ法人

##### (2) 会社取得による増加（6社）

NMBメカトロニクス(株) 日本法人

NMB Mechatronics (Thailand) Co., Ltd. タイ法人

myonic Holding GmbH ドイツ法人

myonic GmbH ドイツ法人

myonic s.r.o. チェコ法人

myonic Limited 英国法人

##### (3) 会社合併による減少（7社）

NMB THAI LIMITED タイ法人

PELMEC THAI LIMITED タイ法人

MINEBEA THAI LIMITED タイ法人

NMB HI-TECH BEARINGS LIMITED タイ法人

NMB PRECISION BALLS LIMITED タイ法人

MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED タイ法人

POWER ELECTRONICS OF MINEBEA COMPANY LIMITED タイ法人

##### (4) 会社清算による減少（2社）

MICALTRONICS PTE. LTD. シンガポール法人

MINEBEA TECHNOLOGIES PTE. LTD. シンガポール法人

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会 社 名                                                    | 決 算 日       |
|----------------------------------------------------------|-------------|
| MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD. | 12月31日 (注)1 |
| MINEBEA TRADING (SHANGHAI) LTD.                          | 12月31日 (注)1 |
| SHANGHAI SHUN DING TECHNOLOGIES LTD.                     | 12月31日 (注)1 |
| MINEBEA (SHENZHEN) LTD.                                  | 12月31日 (注)1 |
| MINEBEA ELECTRONICS MOTOR (ZHUHAI) CO., LTD.             | 12月31日 (注)1 |
| myonic Holding GmbH                                      | 12月31日 (注)2 |
| myonic GmbH                                              | 12月31日 (注)2 |
| myonic s.r.o.                                            | 12月31日 (注)2 |
| myonic Limited                                           | 12月31日 (注)2 |

(注) 1. 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

2. 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 5. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社については、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ228百万円減少しております。在外連結子会社については、主として先入先出法または移動平均法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 2年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～15年 |
| 工具器具及び備品  | 2年～20年 |

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、連結会計年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

（追加情報）

当連結会計年度より、平成20年度税制改正による減価償却制度の法定耐用年数の見直しの実施に伴い、機械装置の耐用年数の見直しをいたしました。

この結果、当連結会計年度より一部の機械装置の耐用年数を変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ32百万円減少しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社及び連結子会社については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

在外連結子会社については、発生基準に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。また、過去勤務債務については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社及び一部の国内連結子会社は従来、適格退職年金制度を採用しておりましたが、平成20年4月1日付で適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度と確定給付年金制度へ移行いたしました。

これにより「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、当連結会計年度において特別損失として374百万円計上しております。

また、本移行に伴い発生した過去勤務債務を一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

在外連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。また、過去勤務債務については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

#### ⑤ 執行役員退職給与引当金

当社及び一部の国内連結子会社については、執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ⑥ 環境整備費引当金

在外連結子会社については、米国における環境対策費用として今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

#### ⑦ 事業構造改革損失引当金

在外連結子会社については、キーボード事業及び英国スキグネス工場の閉鎖等の構造改革計画の決定に基づき、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

- (4) 連結計算書類の作成の基礎となった連結子会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び国内連結子会社については、外貨建金銭債権債務は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外連結子会社については、資産及び負債は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務に係る為替予約については振当処理を、外貨建予定取引に係る為替予約については繰延ヘッジ処理を行っております。また金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

外貨建予定取引

借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引は輸出入取引及び外貨建貸付に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社の資金部の指導の下に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、5年から10年の間で均等償却しております。

## 8. 会計方針の変更

(連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ217百万円増加しております。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

(作業屑売却収入の表示区分の変更)

作業屑売却収入については、従来発生金額が僅少であったため、主に営業外収益に計上しておりましたが、近年発生金額の重要性が増したため、第2四半期連結会計期間には区分掲記が必要になりました。第3四半期連結会計期間において管理体制の改善に伴い作業屑売却収入をセグメント別に把握することが可能となり、正確なセグメント情報を算定することができるようになったため、第3四半期連結会計期間より作業屑売却収入を営業外収益に計上する方法から売上原価から控除する方法に変更いたしました。

この変更により、当連結会計年度の売上原価及び営業外収益はそれぞれ223百万円減少し、売上総利益及び営業利益は同額増加しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

また、第3四半期連結会計期間から作業屑売却収入をセグメント別に把握することが可能となりましたが、それ以前は正確なセグメント情報を算定することができなかったため、第1四半期連結累計期間及び第2四半期連結累計期間は、従来の方によっております。従って、第2四半期連結累計期間は、変更後の方法によった場合に比べて、売上原価及び営業外収益はそれぞれ527百万円増加し、売上総利益及び営業利益は同額減少しております。経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。



## 9. 表示方法の変更

### (連結貸借対照表)

- (1) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「製品」「仕掛品」「原材料」「貯蔵品」「未着品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「製品」「仕掛品」「原材料」「貯蔵品」「未着品」は、それぞれ14,615百万円、11,072百万円、8,232百万円、3,158百万円、5,321百万円であります。
- (2) 「環境整備費引当金」は、前連結会計年度まで、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。  
なお、前連結会計年度末の「その他」に含まれている「環境整備費引当金」は570百万円であります。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 有価証券及び投資有価証券

金銭信託の残高は2,543百万円であります。これは、平成18年10月4日に設立した子会社のキャプティブ保険会社MHC INSURANCE COMPANY, LTD. が資産運用のために購入した米国財務省証券等の残高であります。この信託資金の用途は、当社グループのリコール保険事故の補償に限定されております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類          | 前連結会計年度<br>末株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度<br>末株式数(株) |
|----------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式          |                    |                     |                     |                    |
| 普通株式           | 399,167,695        | —                   | —                   | 399,167,695        |
| 合計             | 399,167,695        | —                   | —                   | 399,167,695        |
| 自己株式           |                    |                     |                     |                    |
| 普通株式<br>(注)1、2 | 164,945            | 10,027,576          | 4,519               | 10,188,002         |
| 合計             | 164,945            | 10,027,576          | 4,519               | 10,188,002         |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10,027,576株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加10,000,000株、単元未満株式の買取り等による増加27,576株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,519株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,990百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月30日

平成20年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,994百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月10日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月26日開催の第63回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 777百万円
- ・1株当たり配当額 2円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月29日

## 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 271円93銭
- (2) 1株当たり当期純利益 6円18銭

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |                | 負 債 の 部              |                |
|----------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                  | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>73,441</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>85,828</b>  |
| 現金及び預金               | 11,783         | 支払手形                 | 448            |
| 取手                   | 1,415          | 買掛金                  | 15,309         |
| 仕入掛                  | 28,217         | 短期借入金                | 41,300         |
| 製成品                  | 1,810          | 1年内返済予定の長期借入金        | 22,100         |
| 製品                   | 562            | リース債                 | 498            |
| 仕掛品                  | 2,884          | 未払金                  | 2,223          |
| 原材料                  | 1,373          | 未払費用                 | 1,010          |
| 貯蔵品                  | 99             | 未払法人税等               | 53             |
| 前払費用                 | 545            | 預り金                  | 569            |
| 前払掛渡                 | 3              | 前受収益                 | 6              |
| 関係会社短期貸付             | 21,045         | 賞与引当金                | 2,187          |
| 未収入金                 | 1,904          | 設備関係支払手形             | 55             |
| 立替金                  | 7              | その他                  | 64             |
| 繰延税金資産               | 1,188          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>58,105</b>  |
| 貸倒引当金                | 152            | 社債                   | 21,500         |
| 固定資産                 | △5             | 長期借入金                | 35,400         |
| <b>固 有 形 固 定 資 産</b> | <b>243,246</b> | リース債                 | 693            |
| 建物                   | 26,846         | 退職給付引当金              | 54             |
| 構築物                  | 9,689          | 執行役員退職給与引当金          | 130            |
| 機械及び装置               | 690            | その他                  | 327            |
| 車両運搬具                | 5,422          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>143,934</b> |
| 工具器具及び備品             | 24             | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| 土地                   | 1,949          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>172,974</b> |
| 建物                   | 7,321          | 資本金                  | 68,258         |
| 建設仮勘定                | 1,169          | 資本剰余金                | 94,756         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>2,395</b>   | 資本準備金                | 94,756         |
| 特許権                  | 1,442          | 利益剰余金                | 13,210         |
| ソフトウェア               | 41             | 利益準備金                | 2,085          |
| その他                  | 831            | その他利益剰余金             | 11,125         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>214,004</b> | 別途積立金                | 6,500          |
| 投資有価証券               | 4,416          | 繰越利益剰余金              | 4,625          |
| 関係会社株                | 162,364        | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△3,251</b>  |
| 出資                   | 0              | 評価・換算差額等             | △219           |
| 関係会社長期貸付             | 41,838         | その他有価証券評価差額金         | △219           |
| 従業員長期貸付              | 2              | 繰延ヘッジ損益              | △0             |
| 関係会社長期貸付             | 432            | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>172,754</b> |
| 破産更生債権等              | 0              | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>316,688</b> |
| 長期前払費用               | 156            |                      |                |
| 繰延税金資産               | 4,111          |                      |                |
| 繰延税金                 | 1,014          |                      |                |
| 繰倒引当金                | △332           |                      |                |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>316,688</b> |                      |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金      | 額       |
|--------------|--------|---------|
| 売上高          |        | 175,066 |
| 売上原価         |        | 155,672 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 19,394  |
| 営業外損失 (△)    |        | 19,780  |
| 営業外収益        |        | △386    |
| 受取利息         | 424    |         |
| 受取配当金        | 10,176 |         |
| 固定資産の貸料      | 182    |         |
| その他          | 369    | 11,152  |
| 営業外費用        |        |         |
| 支払利息         | 1,189  |         |
| 社債償還利息       | 468    |         |
| 為替差損         | 333    |         |
| その他          | 146    | 2,138   |
| 経常利益         |        | 8,627   |
| 特別利益         |        |         |
| 固定資産売却益      | 54     |         |
| 関係会社清算配当金    | 387    | 441     |
| 特別損失         |        |         |
| 固定資産売却損      | 1      |         |
| 固定資産除却損      | 129    |         |
| 減損損失         | 4      |         |
| 関係会社株式評価損    | 2,787  |         |
| 製品補償損失       | 134    |         |
| 退職給付制度移行損失   | 344    |         |
| 特別退職金        | 168    |         |
| 貸倒引当金繰入額     | 23     | 3,592   |
| 税引前当期純利益     |        | 5,476   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,084  |         |
| 過年度法人税等戻入額   | △1,028 |         |
| 法人税等調整額      | 1,649  | 1,705   |
| 当期純利益        |        | 3,770   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本   |        |          |         |       |       |         |         |
|-----------------------------|--------|--------|----------|---------|-------|-------|---------|---------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 | 利益剰余金 |         |         |
|                             |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 平成20年3月31日 残高               | 68,258 | 94,756 | 0        | 94,756  | 2,085 | 6,500 | 6,841   | 15,426  |
| 事業年度中の変動額                   |        |        |          |         |       |       |         |         |
| 剰余金の配当                      |        |        |          |         |       |       | △5,985  | △5,985  |
| 当期純利益                       |        |        |          |         |       |       | 3,770   | 3,770   |
| 自己株式の取得                     |        |        |          |         |       |       |         |         |
| 自己株式の処分                     |        |        | △0       | △0      |       |       | △1      | △1      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |        |        |          |         |       |       |         |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | －      | －      | △0       | △0      | －     | －     | △2,215  | △2,215  |
| 平成21年3月31日 残高               | 68,258 | 94,756 | －        | 94,756  | 2,085 | 6,500 | 4,625   | 13,210  |

|                             | 株主資本   |         | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産合計   |
|-----------------------------|--------|---------|----------------------|-------------|----------------|---------|
|                             | 自己株式   | 株主資本合計  | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 平成20年3月31日 残高               | △93    | 178,348 | 1,710                | △0          | 1,710          | 180,058 |
| 事業年度中の変動額                   |        |         |                      |             |                |         |
| 剰余金の配当                      |        | △5,985  |                      |             |                | △5,985  |
| 当期純利益                       |        | 3,770   |                      |             |                | 3,770   |
| 自己株式の取得                     | △3,161 | △3,161  |                      |             |                | △3,161  |
| 自己株式の処分                     | 2      | 1       |                      |             |                | 1       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |        |         | △1,930               | 0           | △1,930         | △1,930  |
| 事業年度中の変動額合計                 | △3,158 | △5,374  | △1,930               | 0           | △1,930         | △7,304  |
| 平成21年3月31日 残高               | △3,251 | 172,974 | △219                 | △0          | △219           | 172,754 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕入製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・製 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ベアリング、ねじ、モーター

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

計測機器、特殊モーター、特殊機器

・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ228百万円減少しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械及び装置 2年～15年

工具器具及び備品 2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

#### (追加情報)

当事業年度より、平成20年度税制改正による減価償却制度の法定耐用年数の見直しの実施に伴い、機械装置の耐用年数の見直しをいたしました。

この結果、当事業年度より一部の機械装置の耐用年数を変更しております。

これにより営業利益は9百万円、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ10百万円減少しております。

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無形固定資産<br>(リース資産を除く)       | 定額法<br>なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| リース資産                      | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 長期前払費用                     | 定額法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (3) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                            | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (4) 引当金の計上基準               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 貸倒引当金                      | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 賞与引当金                      | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 役員賞与引当金                    | 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 退職給付引当金                    | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。<br>なお、当事業年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。<br>また、過去勤務債務については、一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。<br>数理計算上の差異については、一定の年数(5年)による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理することとしております。<br>(追加情報)<br>従来、適格退職年金制度を採用しておりましたが、平成20年4月1日付で適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度と確定給付年金制度へ移行いたしました。<br>これにより「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しております。<br>本移行に伴う影響額は、当事業年度において特別損失として344百万円計上しております。<br>また、本移行に伴い発生した過去勤務債務を一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。 |
| 執行役員退職給与引当金                | 執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務に係る為替予約については振当処理を、外貨建予定取引に係る為替予約については繰延ヘッジ処理を行っております。また金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

外貨建予定取引

借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引は輸出入取引及び外貨建貸付に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社の資金部の指導の下に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。



## 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 50,896百万円
- (2) 偶発債務  
保証債務  
次の各会社の銀行借入等に対して債務保証をしております。

| 保 証 先                       | 金 額        |
|-----------------------------|------------|
| NMB-Minebea Thai Ltd.       | 4,726 百万円  |
| MINEBEA (HONG KONG) LIMITED | 3,719 百万円  |
| NMB SINGAPORE LIMITED       | 2,674 百万円  |
| その他6社                       | 1,647 百万円  |
| 計                           | 12,768 百万円 |

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
- 短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く) 16,573百万円
- 短期金銭債務 13,165百万円

## 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 売上高 124,852百万円
- 仕入高 118,546百万円
- 営業取引以外の取引高 17,971百万円
- (2) 研究開発費の総額  
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は8,049百万円であります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類      | 前事業年度末<br>株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式(注)1、2 | 160,023          | 10,027,427        | 4,519             | 10,182,931       |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10,027,427株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加10,000,000株、単元未満株式の買取りによる増加27,427株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,519株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|                |        |
|----------------|--------|
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 853百万円 |
| 役員退職慰労金        | 139    |
| 投資有価証券評価損      | 363    |
| 関係会社株式評価損      | 5,311  |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 129    |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 469    |
| 減損損失           | 392    |
| 繰越欠損金          | 2,854  |
| 繰越外国税額控除       | 1,086  |
| その他            | 500    |
| 小計             | 12,096 |
| 評価性引当額         | △6,394 |
| 繰延税金資産合計       | 5,702  |

#### (繰延税金負債)

|              |       |
|--------------|-------|
| その他有価証券評価差額金 | 27    |
| 前払年金費用       | 277   |
| 未収事業税        | 99    |
| 繰延税金負債合計     | 403   |
| 繰延税金資産の純額    | 5,299 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 39.0% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.2   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.0  |
| 住民税均等割等              | 0.8   |
| 繰越外国税額控除             | △13.4 |
| 評価性引当額の増加            | 3.3   |
| 過年度法人税等              | △18.8 |
| 源泉所得税                | 17.9  |
| その他                  | 3.1   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 31.1  |

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### ファイナンス・リース取引（借主側）

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### ① リース資産の内容

有形固定資産 主として、ヘリコプター（車両運搬具）及びコンピュータ端末機（工具器具及び備品）であります。

無形固定資産 ソフトウェアであります。

##### ② リース資産の減価償却の方法

前記の「重要な会計方針に係る事項（2）固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

| 会社等の名称                                 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容     |                                      | 取引の内容          | 取引金額(百万円) | 科目        | 期末残高(百万円) |
|----------------------------------------|-------------------|----------|--------------------------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|
|                                        |                   | 役員兼任等    | 事業上の関係                               |                |           |           |           |
| ミネベアモータ(株)                             | 60.0              | 兼任<br>4人 | 電子機器及び部品を販売し、その一部を当社が仕入販売している。       | 電子機器及び部品の仕入    | 37,733    | 買掛金<br>※2 | 1,483     |
| NMB-Minebea-GmbH                       | 100.0             | 兼任<br>1人 | 当社の製品及び仕入製品を主にドイツで販売している。            | 当社の製品及び仕入製品の販売 | 15,208    | 売掛金       | 3,491     |
| Precision Motors Deutsche Minebea GmbH | 100.0             | 兼任<br>1人 | モーター等の設計、開発をしている。                    | 開発費負担金の支払      | 3,182     | 未払金       | 294       |
| myonic Holding GmbH                    | 100.0             | —        | —                                    | 持分の取得          | 5,685     | —         | —         |
| NMB-Minebea Thai Ltd.                  | 100.0             | 兼任<br>5人 | ベアリング、モーター等を製造し、当社が仕入販売している。資金の貸付あり。 | ベアリング、モーター等の仕入 | 49,443    | 買掛金       | 5,675     |
|                                        |                   |          |                                      | 資金の貸付          | 65,800    | 短期貸付金     | 19,500    |
|                                        |                   |          |                                      | 資金の回収          | 73,900    | —         | —         |
|                                        |                   |          |                                      | 受取利息           | 398       | —         | —         |
|                                        |                   |          |                                      | —              | —         | 債務保証      | 4,726     |
| MINEBEA (HONG KONG) LIMITED            | 100.0             | 兼任<br>2人 | 当社の製品及び仕入製品を主に中華圏で販売している。            | 当社の製品及び仕入製品の販売 | 66,001    | 売掛金       | 7,239     |
|                                        |                   |          |                                      | —              | —         | 債務保証      | 3,719     |

#### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 貸付金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 債務保証は、各会社の銀行借入等に対して行っております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

| 属性                          | 会社等の名称  | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容   |                | 取引の内容                 | 取引金額(百万円) | 科目                    | 期末残高(百万円) |
|-----------------------------|---------|-------------------|--------|----------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
|                             |         |                   | 役員等の兼任 | 事業上の関係         |                       |           |                       |           |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | (株) 啓愛社 | (被所有) 直接 3.86     | 兼任2人   | 当社が鋼材等を購入している。 | 鋼材等の購入                | 2,040     | 支払手形<br>※2            | 18        |
|                             |         |                   |        |                |                       |           | 買掛金<br>※2             | 102       |
|                             |         |                   |        |                | 工具器具及び備品等のリース取引及び賃借料等 | 521       | リース資産                 | 751       |
|                             |         |                   |        |                |                       |           | リース債務<br>※2           | 709       |
|                             |         |                   |        |                |                       |           | 未払金、流動負債<br>その他<br>※2 | 81        |
|                             |         |                   |        |                | 土地の賃貸料                | 45        | 未収入金<br>※2            | 0         |
| その他営業外収入                    | 27      |                   |        |                |                       |           |                       |           |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 444円12銭
- (2) 1株当たり当期純利益 9円55銭

## 退職給付会計に関する注記

### (1) 企業の採用する退職給付制度

従業員の退職金の支給に備えるため、確定拠出年金制度と確定給付年金制度を採用しております。

### (2) 退職給付債務等の内容

#### ① 退職給付債務及びその内訳

|               |           |
|---------------|-----------|
| イ 退職給付債務      | 13,302百万円 |
| ロ 年金資産        | 7,726     |
| ハ 差引（イーロ）     | 5,575     |
| ニ 未認識過去勤務債務   | 2,773     |
| ホ 未認識数理計算上の差異 | 3,456     |
| ヘ 差引（ハーニーホ）   | △655      |
| ト 前払年金費用      | 709       |
| チ 退職給付引当金     | △54       |

#### ② 退職給付費用の内訳

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 勤務費用              | 645百万円 |
| 利息費用              | 297    |
| 期待運用収益            | 231    |
| 過去勤務債務の費用処理額      | 308    |
| 数理計算上の差異の費用処理額    | △125   |
| 確定拠出年金制度への移行に伴う損失 | 344    |
| 臨時に支払った割増退職金      | 168    |
| 確定拠出年金掛金          | 126    |

### (3) 退職給付債務等の計算の基礎

|               |                                        |
|---------------|----------------------------------------|
| 割引率           | 2.0%                                   |
| 期待運用収益率       | 2.5%                                   |
| 退職給付見込額の期間配分法 | 期間定額基準                                 |
| 過去勤務債務の処理年数   | 10年（定額法により、発生事業年度から費用処理することとしております。）   |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 5年（定額法により、発生した翌事業年度から費用処理することとしております。） |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月 7 日

ミネベア株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 村 嘉 彦 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関 口 男 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミネベア株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

ミネベア株式会社  
取締役会御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 河合利治<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中村嘉彦<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関口男也<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人あらずき監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の各決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。

その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的としたものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 5 月 8 日

ミネベア株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 竹中 東聖 ㊟  
常 勤 監 査 役 鴨井 昭文 ㊟  
常勤社外監査役 棚橋 和明 ㊟  
社 外 監 査 役 平出 功 ㊟  
社 外 監 査 役 藤原 宏高 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。この方針の下、慎重に検討いたしました結果、第63期の期末配当につきましては、深刻な経済環境下での大幅な業績の低下に伴い、誠に遺憾ながら以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額777,969,528円

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり7円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行い、条文の削除に伴う必要な条数の繰上げを行うものであり、また、株券喪失登録簿の事務に関しては1年間の時限の扱いであるため、株券喪失登録簿に関する事項については附則に移し、平成22年1月5日まで有効とし、同日経過後、定款より削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株券の発行)<br/> <u>第7条</u> 本会社は、株式に係わる株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)<br/>           第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)<br/> <u>第9条</u> 本会社の単元株式数は1,000株とする。<br/> <u>本会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)<br/>           第10条 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを本会社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)<br/>           第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。<br/> <u>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)<br/>           第12条 (条文省略)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(自己株式の取得)<br/>           第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)<br/>           第8条 本会社の単元株式数は1,000株とする。<br/>           (削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)<br/>           第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを本会社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)<br/>           第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。<br/>           本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)<br/>           第11条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)</p> <p>第13条 本会社は、毎事業年度末日現在における株主名簿記載又は記録の株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</p> <p>本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことができる。</p> <p>第14条～第39条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「配当金」という。)を行なう。</p> <p>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、配当金の支払いを行なうことができる。</p> <p>但し、配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</p> <p>本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことができる。</p> <p>第13条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「配当金」という。)を行なう。</p> <p>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、配当金の支払いを行なうことができる。</p> <p>但し、配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p> <p>附則</p> <p><u>本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p> |

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。  
つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | 貝 沼 由 久<br>(昭和31年2月6日生) | 昭和58年4月 第二東京弁護士会弁護士登録<br>昭和63年12月 当社取締役法務担当<br>平成元年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br>平成2年10月 (株)啓愛社エヌ・エム・ビー〔現社名(株)啓愛社〕代表取締役専務<br>平成4年12月 当社常務取締役業務本部副本部長<br>平成6年12月 当社専務取締役欧米地域営業本部長兼業務本部副本部長<br>平成7年7月 当社業務本部長<br>平成11年8月 当社東京事務管理部門会議構成員並びに人事総務、物流及び資材の各担当<br>平成13年6月 (株)啓愛社取締役<br>平成15年6月 当社取締役専務執行役員<br>平成17年7月 当社業務本部長<br>平成17年10月 当社業務本部法務部門長<br>平成18年6月 当社情報モーター事業部長<br>平成18年6月 ミネベア・松下モータ(株)〔現社名ミネベアモータ(株)〕代表取締役社長(現)<br>エヌ・エム・ビー電子精工(株)代表取締役社長(現)<br>平成21年4月 当社代表取締役社長執行役員(現) | 41,000株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2         | 道 正 光 一<br>(昭和24年11月4日生) | 昭和48年3月 当社入社<br>平成元年4月 当社ヨーロッパ総支配人<br>平成元年8月 NMB-Minebea-GmbH社長<br>平成元年12月 当社取締役<br>平成4年12月 当社欧州地域総支配人<br>平成11年4月 当社常務取締役<br>平成11年8月 当社営業本部長兼欧米地域統括営業部長<br>平成13年4月 当社R&D本部担当<br>平成15年6月 当社取締役(現)常務執行役員<br>平成17年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成17年7月 当社営業本部長<br>平成21年6月 当社HDDモーター事業本部営業統括(現) | 21,000株            |
| 3         | 加藤木 洋治<br>(昭和24年3月21日生)  | 昭和46年3月 当社入社<br>平成元年6月 当社管理部長<br>平成5年12月 当社取締役<br>平成11年8月 当社経営管理部長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社常務執行役員経営管理担当兼IR担当<br>平成17年6月 当社取締役(現)<br>平成17年7月 当社管理本部長兼管理部門長兼情報システム部門長<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成21年6月 当社業務・企画部門担当(現)                                                      | 29,000株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | 平尾明洋<br>(昭和23年11月19日生) | 昭和49年6月 当社入社<br>昭和61年9月 当社東京螺子製作所技術部長<br>昭和61年12月 当社取締役<br>平成2年1月 当社開発技術センター所長<br>平成9年6月 当社大森製作所長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社取締役(現)常務執行役員<br>平成17年7月 当社技術本部副部長兼統括技術部門長<br>兼特機事業部長<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)技術本部長兼統括<br>技術部門長兼環境管理担当<br>平成21年6月 当社技術支援部門担当兼特機事業本部長<br>兼HDDモーター事業本部技術統括(現) | 34,000株            |
| 5         | 小林英一<br>(昭和23年5月25日生)  | 昭和39年4月 当社入社<br>平成4年4月 当社軽井沢製作所工機部長<br>平成15年4月 当社軽井沢製作所生産技術センター長兼<br>工機部長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社取締役(現)常務執行役員<br>平成17年7月 当社製造本部長<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成21年6月 当社HDDモーター事業本部長(現)                                                                                              | 43,000株            |
| 6         | 矢島裕孝<br>(昭和26年4月29日生)  | 昭和48年3月 当社入社<br>平成9年1月 当社軽井沢製作所ベアリング製造部門製<br>造部長<br>平成14年1月 当社軽井沢製作所ベアリング製造部門長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社常務執行役員<br>平成17年7月 当社ボールベアリング事業部長(現)<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成21年6月 当社機械加工品事業本部長(現)                                                                                       | 3,000株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 7         | 山 中 雅 義<br>(昭和23年4月7日生)  | 昭和46年3月 当社入社<br>平成4年8月 NMB (USA) Inc. 社長<br>平成4年12月 当社北南米地域総支配人<br>平成5年12月 当社取締役<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成15年12月 当社アジア地域総支配人<br>平成17年6月 当社常務執行役員(現)<br>平成18年6月 当社業務本部副本部長兼総合企画部門長<br>平成19年6月 当社取締役(現)業務本部長兼資材部門長<br>兼法務部門長<br>平成21年6月 当社営業部門担当(現) | 16,000株            |
| 8         | 藤 田 博 孝<br>(昭和27年5月23日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成元年8月 当社電子デバイス事業部デバイス第三製造部長<br>平成9年4月 当社浜松製作所エレクトロデバイス部門長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社常務執行役員(現)<br>平成17年7月 当社製造本部副本部長兼電子デバイス事業部長<br>平成19年6月 当社取締役(現)<br>平成21年6月 当社回転機器事業本部長兼情報モーター事業部長(現)                                   | 11,000株            |
| 9         | 村 上 光 瑠<br>(昭和15年2月8日生)  | 昭和42年4月 東京地方裁判所判事補<br>平成11年4月 東京高等裁判所部総括判事<br>平成17年4月 京都大学大学院法学研究科教授<br>平成17年6月 TMI総合法律事務所客員弁護士(現)<br>平成17年11月 (株)サンエー・インターナショナル社外監査役(現)<br>平成20年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所(法曹実務専攻)客員教授(現)<br>平成20年6月 当社取締役(現)                                       | 一 株                |



| 候補者<br>番号 | 氏<br>名<br>(生年月日)      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 10        | 松岡 卓<br>(昭和39年1月17日生) | 平成8年4月 丸紅(株)プロジェクト開発部勤務<br>平成13年4月 同社ユーティリティインフラ統括部勤務<br>平成14年4月 (株)啓愛社製作所入社 企画室室長<br>平成15年4月 (株)啓愛社入社 企画部長<br>平成15年6月 同社取締役<br>平成16年6月 同社常務取締役<br>平成17年6月 当社取締役(現)<br>平成19年6月 (株)啓愛社専務取締役(現) | 93,765株            |

(注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係については以下のとおりであります。

- (1) 貝沼由久氏は、ミネベアモータ(株)の代表取締役を兼務しております。同社は電子機器及び部品を製造し、その一部を当社が仕入販売しております。同社は当社の60%出資の連結子会社であります。
  - (2) 松岡 卓氏は、(株)啓愛社の専務取締役を兼務しており、当社は同社より鋼材等の購入を行っております。
  - (3) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村上光瑠、松岡 卓の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① 村上光瑠氏は、元東京高等裁判所部総括判事及び弁護士として豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は過去において、他社の社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由のとおり、社外取締役として、公正、平等な立場で当社の経営に参画いただけると判断しております。
- ② 松岡 卓氏は、その企業運営についての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① 村上光瑠氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- ② 松岡 卓氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、村上光瑠及び松岡 卓の両氏との間に、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

